

随意契約の状況

所管： 保健福祉課

執行： 令和4年4月1日

件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額（円） （税抜）
介護予防教室（まるごと元気運動教室）実施業務	毎週1回火曜日、八雲町内3か所での介護予防教室の実施（まるごと元気運動教室）	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	特定非営利活動法人 ソーシャルビジネス推進センター 理事長 相内 俊一	1,440,000 円

随意契約とした理由

介護予防教室は継続事業であり、実施にあたっては、参加者の身体状況等を詳細に把握したうえで、その方にあった運動指導及び運動の継続性が必要なため、競争入札には適しないと判断されるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
よって八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、同社より見積書を徴した結果、予算の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。